

## 健康保険法の改正・自己負担1割から2割へ

**Q**：健康保険法が改正され、病院などで診療にかかった場合の負担割合等が変更になっているようですが、改正の内容を教えてください。

**A**：一部負担に関する事項と、政府管掌健康保険の保険料率の変更が今回の改正の主な内容です。

### 【解説】

今年6月20日に健康保険法の一部を改正する法律が公布され、9月1日から施行されています。今回の改正の主な内容は次のとおりです。

#### (1)一部負担に関する事項

##### ①被保険者本人の一部負担の見直し

病院などで診療にかかった場合、費用の1割のみが本人の負担とされていましたが、改正後は2割まで支払うこととなります。なお、被扶養者についての3割負担はそのまま据え置きとなっています。

##### ②高齢者の一部負担の見直し

70才以上の高齢者は、原則として、外来については受診1回ごとについて500円を、また、入院については1日につき1千円を支払うこととなります。

##### ③外来患者の薬剤負担の導入

外来の場合には、処方を受けた薬の種類に応じて一部負担とは別に料金を支払うこととなります。

#### (2)政府管掌健康保険の保険料率の変更

現行1千分の82から1千分の85になります。

